

「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)」に対し提出された意見と総務省の考え方
 【意見募集期間：平成26年2月1日(土)～平成26年3月3日(月)】

別紙2

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方
1	全体	今回のFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備案は先日公表された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に則ったものであり、FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の設置を速やかに実現する制度整備案として賛成いたします。 今後、放送法関係審査基準等の制度整備案についても、引き続き公表していただくことを要望します。	本制度整備案に賛成する御意見として承ります。
【朝日放送様】			
2	基幹放送用周波数使用計画 全体	本制度整備案は、当社も「賛同意見」を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであることから、賛同したい。また、本制度整備案確定後、放送ネットワークの強靱化が進んでいくことに期待する。 特に、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案において、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る放送対象地域ごとの使用周波数が新たに公表されたことに対し、大きく評価する。 「AMラジオ放送の難聴対策、外国波混信対策など」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の開設は、行政や我々AMラジオ放送事業者の喫緊課題とも言える「大規模災害での地域住民の生命、そして安心安全に直結する地域情報確保」に必ず寄与するもので、国民の大きな利益となるものと考えます。 また、今後の「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の開設に際し、その機能と役割の十分な発揮が可能となる「免許方針などの制度整備」と、その柔軟な運用について、最大限の努力をはらって頂くことを強く要望したい。	本制度整備案に賛成する御意見として承ります。 いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。
【RKB毎日放送様】			
3	基幹放送用周波数使用計画 全体	今回示された「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局にかんする制度整備(案)」は、平成26年度1月31日に公表され、当社も、その案に対し「賛同意見」を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局にかんする制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであることから、賛同したい。 特に今回、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案において、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る放送対象地域ごとの使用周波数が新たに公表されたことを評価します。 FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の開設に際して、その機能を十分に発揮可能となるよう「免許方針等の制度整備」とその柔軟な運用について、最大限の努力をはらって頂くことを強く要望したい。	本制度整備案に賛成する御意見として承ります。 いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。
【青森放送様】			
4	基幹放送用周波数使用計画	・本制度整備案は「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に沿ってAM放送の強靱化を可能にするものであり賛同します。 また、今回、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案において、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る放送対象地域ごとの使用周波数が公表されたことを評価します。	本制度整備案に賛成する御意見として承ります。

		<p>・行政は今後、本告示の基幹放送用周波数使用計画における電波伝搬の特性や対応受信機の普及度を把握し、難聴はもとより災害時でのラジオの役割が十分果たせる様、制度整備とその運用に最大限の努力をはらって頂くよう要望します。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
		【福井放送株】	
5	基幹放送用周波数使用計画 全体	<p>この度、「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局設置に関する制度整備(案)」が、示されたことに、感謝いたします。 前回示された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」に概ね沿ったものであり、基本賛同いたします。 このところ全国各地で多発している想定を超えた自然災害への備えとして、またAMラジオの喫緊の経営課題である都市難聴への対策として、FM方式による補完中継局の設置は、極めて有効な方策であると考えております。 早期にFM補完中継局による強靱化、改善が図れます様、速やかに免許申請が行える環境を整えていただくとともに、今後の制度の運用に関しては、状況に合わせた柔軟な対応をしていただくことを望みます。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。 いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
		【TBSラジオ&コミュニケーションズ】	
6	全体	<p>・本制度整備案は、災害時、迅速かつ正確な情報提供を確保する観点からAMラジオ放送のFM方式の補完中継局を整備し、災害対策等を推し進めるものであり、賛同します。 ・基幹放送用使用周波数計画で災害対策放送用として新たに周波数が割り当てられたことについて高く評価します。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p>
	全体	<p>・超短波放送の割当周波数の上限が89.9MHzから94.9MHzまでに拡大されますがこの周波数帯域の受信が可能な受信機の普及についても国として積極的に推し進めることを要望します。 ・災害対策・難聴対策としての放送設備の整備は、放送事業者としての責務ですが現在取り巻く状況において、積極的に推進するには厳しい環境にあります。設備整備を遅滞なく進めるためにも柔軟な許認可、また幅広く継続した支援を要望します。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めて参ります。 いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
		【榊秋田放送】	
7	基幹放送用周波数使用計画 全体	<p>今回示された「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)」は、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであることから、賛同いたします。 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案において、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る放送対象地域ごとの使用周波数が新たに公表されたことに対し、高く評価したいと考えます。 「大規模災害での地域住民の生命、そして安心安全に直結する地域情報確保」は、行政、そして我々AMラジオ放送事業者の喫緊の課題であると考えます。 「AMラジオ放送設備の甚大な災害被害対策」、「深刻なAMラジオ放送の難聴対策」さらには「外国波混信対策」を目的としたFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の整備は、課題の克服に大いに寄与するものであり、開設に際して、その機能と役割が十分発揮できるよう、「免許方針などの制度整備」と、その柔軟な運用について、最大限の努力をはらって頂くことを強く要望いたします。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。 いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
		【九州朝日放送株】	

8	基幹放送用周波数使用計画 全体	<p>今回提示された「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)」における四つの法令改正内容には賛同致します。中でも、基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)の一部を変更する告示に関しては、先に(平成26年1月31日)公表された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」(当社も平成26年1月16日締め切りの意見募集にて賛同意見を提出させて頂きました。)の内容に沿っており賛同致します。特に、中波放送親局のFM補完局に放送対象地域ごとの周波数を割り当てた点には賛同致します。また、使用期限を設けた事は、周波数割り当てに関し将来自由度が持てる可能性を残し大いに評価致します。</p> <p>当県は何時来てもおかしくない東南海地震の被災地区にあたり、当社の中波放送親局も津波災害から逃れる事の出来ない位置にあります。県民の生命財産を守る観点からも、中波放送親局のFM補完局開設は必要と考えられます。今後は、FM補完局開設の免許制度、電波利用料ならびに開設に際しての補助制度等を考慮に入れたより一層のご尽力をお願い致します。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p>
【四国放送(株)】			
9	基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2) (注1)	<p>空中線電力は、放送対象エリアをカバーするのに必要な電力を確保すべきであり、中波放送に係わる補完中継局の空中線電力を、既存局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならないとしながらも、対策が必要な地域において、超短波放送の法定電界強度を確保するとして本改正案は妥当と考えます。</p> <p>現行の周波数使用計画に公示されている県域放送の親局以外の中継局においても、放送対象エリアの規模に応じ、親局と同等の空中線電力の使用が認められており、改正後においても原則100W以下とされている「その他の補完局」についても、対策エリアの規模に応じた空中線電力を認めるべきと考えます。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2) (注2)</p>			
全体		<p>周波数の公示期限が限定された改正案であるが、放送事業者の補完局建設に係わる経営的判断のための期間が考慮されている事と、将来的な周波数使用計画の再編に鑑み、概ね妥当と考えます。</p> <p>災害に対して脆弱なAM放送を、FM方式による補完局を整備し、災害発生時の国民の生命や生活等を守ることが本制度整備の大きな目的の一つです。本家で災害対策として割り当てられている周波数は90-95MHzですが、この帯域を受信可能なラジオ受信機は希有であることが現状です。東南海地震等いつ発生してもおかしくない大災害に対し、90-95MHzを受信可能なラジオ受信機の開発や普及を待つ猶予はないと考えます。現行の76-90MHzのFM放送を受信できるラジオ受信機は既に国内に広く普及しており、災害対策のためのFM補完局の周波数は、まずは現行の76-90MHzを優先的に割り当てていくべきと考えます。また、山陰地区の既存33局のFM放送局には、山間の1局を除く32局について、外国FM放送の放送帯域より低い周波数が割り当てられています。外国波混信が懸念される山陰地区等での周波数の割当においても、外国FM放送の帯域を避けた88MHzより低い周波数を割り当てると、地域の事情に適應した柔軟な制度整備が必要と考えます。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>災害対策に係るFM補完局のうち空中線電力が小さい「その他のFM補完局」については、90MHz超え95MHz以下で周波数の使用ができない場合であって、災害対策のために真に必要な場合に限り、90MHz以下の周波数の使用を認めることとしています。</p> <p>なお、外国波混信対策に係るその他のFM補完局については、原則は100W以下としていますが、90MHz以下の周波数に開設することが可能です。</p> <p>加えて、90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めて参ります。</p>
【(株)山陰放送】			

10	<p>今回示された「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)」は、平成26年1月31日に公表され、当社もその案に対し賛同意見を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであることから、賛同する。</p> <p>FM方式によるAMラジオ放送の補完に関する制度整備は、平成25年7月に公表された「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ」における提言等を踏まえ、また3回の意見募集を含めた様々な検討を経て、このような具体的な形になったものと理解しており、関係者の労を多としたい。</p> <p>災害時におけるラジオ放送の有用性は3年前の東日本大震災を機に改めて認識されたが、今後その社会的な機能は、送信ネットワークの強靱化やラジオ放送の一層の普及、放送事業者の経営基盤の強化等によって、維持・強化していかねなければならない。</p> <p>特に災害対策は猶予が許されず、当社のラジオ親局が位置する地域では地盤液状化の危険性が指摘され対策の必要性を強く感じていたところであるので、この制度整備の進展を歓迎する。</p> <p>また当社はラジオ放送普及活動の一環として県内の小学校から中継を行うなど様々な取組みを行ってきたが、現在配布用のポケットラジオを3300個用意し、4月から番組を通じた配布を企画している。</p> <p>当社はこのような災害対策や普及活動を含め、将来に向けて期待される役割を果たすべく真摯に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>また新しい周波数に対応した受信機の普及は、制度整備の目的に係る重要な要素であり、引き続き必要な取組みを深めていただきたい。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めて参ります。</p>
	【(株)北日本放送】	
11	<p>今回示された「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)」は、平成26年1月31日に公表され、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであることから、賛同したい。</p> <p>特に今回、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案において、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る放送対象地域ごとの使用周波数が新たに公表されたことに対し、評価したい。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p>
	【(西)日本放送(株)】	

12	全体	<p>今回示された本制度案は、平成26年1月31日に公表された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に沿ってAM放送ネットワークの強靱化を可能とするものであり、前回同様賛同いたします。</p> <p>特に今回、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案において、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る放送対象地域ごとの使用周波数が新たに公表されたことに対し、大きく評価いたします。</p> <p>今後は四国エリアのAM放送事業者にとって大きな課題である「南海トラフ地震」等を意識し、災害発生時には行政と連携しながら、地域住民の生命、そして安心安全に直結する地域情報の確保と提供に努めたいと思います。</p> <p>こうした災害時には「AMラジオ放送設備の甚大な災害被害対策(及び難聴対策、外国波混信対策)」を目的としたFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の開設が大きな意味をもつことになるとも考えます。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p>
	全体	<p>前回の「基本方針案」の意見募集でも述べましたが、経営環境の厳しい(特に地方の)AM放送事業者の現状を理解していただき、更なる負担軽減への配慮をお願いするとともに「免許方針などの制度整備」においては柔軟な弾力的運用を強く要望いたします。</p> <p>最後に、新帯域(90～95MHz)を受信可能なFM受信機の早期普及への施策など、尽力をお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p> <p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めて参ります。</p>
		【南海放送(株)】	
13	全体	<p>今回示された「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)」は、平成26年1月31日に公表され、当社も、その案に対し「賛同意見」を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであることから、賛同したい。</p> <p>特に今回、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案において、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る放送対象地域ごとの使用周波数が新たに公表されたことに対し、大きく評価するとともに、様々な条件の下、当該使用計画の策定にあたって関係者に対して敬意を表したい。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p>
	全体	<p>今後は、行政、そして我々AMラジオ放送事業者の喫緊課題とも言える「大規模災害での地域住民の生命、そして安心安全に直結する地域情報確保」に必ずや寄与するであろう「AMラジオ放送設備の甚大な災害被害対策、及び深刻なAMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の開設に際して、その機能と役割の十分な発揮が可能となる「免許方針などの制度整備」と、その柔軟な運用について、最大限の努力をはらって頂くことを強く要望したい。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
		【(株)東北放送】	

14	基幹放送用周波数使用計画 全体	<p>今回示された「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)」は、平成26年1月31日に公表され、当社もその案に対し「賛同意見」を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであることから、賛同したい。</p> <p>特に今回、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案において、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る放送対象地域ごとの使用周波数が新たに公表されたことに対し、大きく評価するとともに、様々な条件の下、当該使用計画の策定にあたって関係者の労を多としたい。</p> <p>今後は、行政、そして我々AMラジオ放送事業者の喫緊課題である、「首都直下型地震等災害発生時において地域住民の生命に直結する安心・安全情報確保」に必ずや寄与するであろう「災害によるAMラジオ放送設備への甚大な被害対策」、及び「深刻なAMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の開設に際して、その機能と役割の十分な発揮が可能となる「免許方針などの制度整備」と、その「柔軟な運用」について、最大限の努力を払って頂くことを強く要望したい。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
【株ニッポン放送】			
15	全体	<p>本制度整備案は、当社も賛意を示した、先の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであり、賛同いたします。</p> <p>また、「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」において、各AMラジオ局の親局に関わるFM補完中継局の周波数が示されたことは、大いに評価すべきことであり、様々な条件を勘案し当周波数使用計画を策定された方々に、敬意を表します。</p> <p>今後整備される免許方針、審査基準などの所要の規定に関しては、今回の周波数使用計画改正により割当てられるFM補完局が、首都直下型地震等の大規模災害発生時に、地域住民の生命、財産の安全確保に必要な情報の提供者として、その役割、機能を最大限発揮できるような規定となるよう強く要望いたします。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
【株文化放送】			
16	全体	<p>・平成26年1月公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」の意見募集の際に詳細に意見を述べさせていただきました。今回意見を求められた制度整備(案)につきましては、AMラジオ放送を強化するものであり、基本的に賛成いたします。</p> <p>・上記意見募集で申し述べましたが、親局の主たるFM補完局の周波数につきましては、調整いただき「使用周波数案」をいただきました。感謝申し上げます。その際の回答で「各放送事業者で放送区域内において調査をお願いします」とのことでした。「難聴対策調査等」につきましては、規程は規程として、なるべく負担のかからない程度の簡易な手法なども駆使できますよう、運用上の配慮をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>・上記意見募集で他社様も指摘されていましたが、改めて90～95MHzを受信可能なFM受信機の早期普及につきまして、当社も努力いたしますし、民放連も努力いたしますが、当局におかれましても、さらなる尽力をお願いいたします。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p> <p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めて参ります。</p>

<p>17 全体</p>	<p style="text-align: right;">【(株)和歌山放送】</p> <p>今回示されました「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)」は、当社も賛同意見を提出しました「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであることから、賛同いたします。</p> <p>特に今回の「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」の中で、AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(親局の主たるFM補完局)の使用周波数が放送対象地域ごとに公表されましたことは、放送ネットワークの強靱化を大きく推進させるもので、高く評価いたします。</p> <p>東日本大震災においては、受信機がある程度普及していた事に加え、放送の即時性・輻輳がないなどの強みから、ラジオは第一情報提供者として高い評価を受けました。このように巨大災害発生時において、地域住民の生命と財産を守り、安心安全に直結する地域情報を安定的に発信していくことは、我々AMラジオ放送事業者の最大の課題でありラジオ媒体の使命でもあります。</p> <p>今後は「AMラジオ放送設備の災害被害対策」、及び、「深刻化するAMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の開設を積極的に推進し、その機能と役割を十分に発揮しうる「免許方針などの制度整備」と、その柔軟な運用について、最大限の努力をはらって頂くことを強く要望いたします。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>18 基幹放送用周波数使用計画 全体</p> <p>その他</p>	<p style="text-align: right;">【(株)ラジオ福島】</p> <p>本制度整備(案)は「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に沿ったものであり賛同いたします。特に、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局について、放送対象地域ごとに具体的な周波数割り当て案が示されたことを評価いたします。</p> <p>今後は、行政、そしてAMラジオ放送事業者の喫緊課題である「大規模災害(東南海地震など)での地域住民の生命、そして安心安全に直結する地域情報確保」に必ずや寄与するであろう「AMラジオ放送設備の甚大な災害被害対策、及び深刻なAMラジオ放送の難聴対策、外国波混信対策」を目的としたFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の開設に際して、その機能と役割の十分な発揮が可能となる「免許方針などの制度整備」と、その柔軟な運用について、最大限の努力をはらって頂くことを強く要望いたします。</p> <p>現行の受信機では受信できない90.1MHzから94.9MHzまでの周波数割り当てが明確に示されたことから、引き続き当該周波数の受信が可能となる受信機の普及に向けて関係者が一体となって取組むための推進体制の構築を希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)中国放送】</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p> <p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めて参ります。</p>

19		<p>今回示された「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)」は、平成26年1月31日に公表され、当社もその案に対し「賛同意見」を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであり、賛同いたします。</p> <p>特に今回の、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案は、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る、放送対象地域ごとの使用周波数が新たに確保されたこと、および周波数の6年間の使用期限を設けるなど、AMラジオ放送局の実情を十分に踏まえていることから、大いに賛同評価いたします。</p> <p>今後は、行政および我々AMラジオ放送事業者の喫緊課題ともいえる「首都直下型地震などによる大災害発生時における地域住民の生命、そして安心安全に直結する地域情報確保」に大きく寄与するであろう「AMラジオ放送設備の災害被害対策、および深刻なAMラジオ放送の難聴対策など」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の開設に際して、その機能と役割の十分な発揮が可能となる「免許方針などの制度整備」と、その柔軟な運用について、最大限の努力をはらって頂くことを強く要望いたします。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
20	<p>全体</p> <p>全体</p> <p>全体</p> <p>基幹放送用周波数使用計画 第1 総則 5(1)</p> <p>基幹放送用周波数使用計画 第4 基幹放送事業者の放送(補完中継局による放送に限る。)</p>	<p>平成26年1月に意見募集が行われ、当社も賛同した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)」が、その後「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針」として、迅速に策定されました。今回の制度整備案は、その基本方針に基づいて基幹放送用周波数使用計画等を改正するものであり、大いに賛同します。</p> <p>また、「基本方針(案)」への意見募集でも要望しましたが、今後の制度整備にあたっては、FM補完局の開設は多額の設備投資を伴うものであることから、民放ラジオ事業者のコスト軽減への配慮を要望します。</p> <p>さらに、90～95MHzのFM放送を受信可能なラジオ受信機が着実に普及することが必要であり、行政もラジオ事業者、受信機メーカー等とともに普及への取り組みを積極的に行うことを要望します。</p> <p>変更案で「ただし、当該周波数を割り当てることができず、災害対策のために真に必要な場合に限り、76.1MHzから90.0MHzまでの0.1MHz間隔の周波数を使用させることができる。」と盛り込まれたことは、基本方針(案)の意見募集で提出した要望が反映されたものであり、中継局数が多く、その他補完用の帯域確保が困難な地域のAMラジオ局にとって有効な制度だと考えます。</p> <p>変更案で「この周波数の使用は、(中略)建築物による遮へいによる電界強度の低下若しくは電気雑音の影響等の要因による受信障害対策(中略)を目的として開設する場合に限るものとする。」と盛り込まれたことは、AM放送環境のみで解消することはほぼ不可能な「都市型難聴」の抜本的な解消策となり得るもので、大いに賛同します。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めて参ります。</p> <p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p>
		【株アール・エフ・ラジオ日本】	
		【株毎日放送】	

21	<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1</p>	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者の公正競争を損なうことにつながると考えている。</p> <p>特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分に聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p>	<p>基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する補完中継局の空中線電力は、都市型難聴地域等について、FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところです。よって、本規定により民間ラジオ事業者の公正競争を損なうものとは考えておりません。</p>
	全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施したうえで受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>審査にあたっては、補完中継局の開設により混信の発生が考えられる場合は、中波放送事業者と超短波放送事業者(コミュニティ放送事業者を含む)との間で混信妨害の排除のための調整を行っていただき、その結果を示す資料の提出を求める予定です。</p> <p>なお、難聴等の発生状況、補完中継局の送信諸元が必要最小のものであることについて、両者の間で合意することは免許申請の条件には当たりません。</p>
22	<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1</p>	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
	<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1</p>	<p>FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。</p> <p>特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分に聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>
	全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
		【岡山エフエム株】	

23	全体	<p>FM補完局の空中線電力については、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことに繋がると考えている。</p> <p>特に難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発することになるため、当該局がサイマル放送とはいえ、AM、FM両波を使った営業展開を図ることになり、公正な競争を損なうことになる。</p> <p>従って、FM放送は災害時のみの放送に限定すべきである。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p> <p>AMラジオ放送の聴取者が災害時において補完中継局を受信して避難情報等入手できるよう、平時から補完中継局による放送を行う必要があると考えられます。</p>
		【富山エフエム放送(株)】	
24	基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
	基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1	<p>FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。</p> <p>特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>
	全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
		【(株)エフエム東京】	

25 基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (2) 注1	「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力以下とする」ことを追記すべきである。	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (2) 注1	FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。
全体	FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【櫛エフエム愛媛】		
26 基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (2) 注1	「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (2) 注1	FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。

全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【広島エフエム株】		
27 基幹放送用周波数使用計画	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を対象とする超短波放送の親局の空中線電力以下とする」とあるが、当該送信空中線の位置により、放送区域が既存のFMラジオ放送よりも拡大する場合は、空中線電力を減じ、放送区域が広がらないように対処すべきである。</p>	今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。
基幹放送用周波数使用計画	<p>また、難聴が少ない地域において既存のFMラジオ放送と同等の放送区域を持つことは、AM局においてAM・FM両方の電波を利用して営業展開を図ることに繋がるため、既存FMラジオ局に特段の配慮をお願いしたい。</p>	<p>基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する補完中継局の空中線電力は、都市型難聴地域等について、FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところです。</p> <p>本規定は、そのような場合においても県域FMラジオ放送の親局の空中線電力を超えてはならないという上限を定めたものです。</p>
全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局については、既存FMラジオ放送の受信に障害が発生しないように、特段の配慮をお願いします。</p>	<p>審査にあたっては、補完中継局の開設により混信の発生が考えられる場合は、中波放送事業者と超短波放送事業者（コミュニティ放送事業者を含む）との間で混信妨害の排除のための調整を行っていただき、その結果を示す資料の提出を求める予定です。</p>
【株エフエム大分】		
28 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されている通り、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1	<p>FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集に際にも述べた通り、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。</p> <p>特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発生する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p>	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。

全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【(株)エフエム徳島】		
29 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	<p>FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する県域を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。</p> <p>特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p>	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。
全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な調査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【(株)エフエム福島】		
30 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。

<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1</p>	<p>FM補完局の空中線電力については、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。 特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れたうえで、特段の配慮をすべきである。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>
<p>全体</p>	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提である。 このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施したうえで受信障害が発生しないことを確認のうえで免許を交付するよう要望する。 また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示したうえで、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
<p>【(株)エフエム群馬】</p>		
<p>31 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1</p>	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1</p>	<p>FM補完局の空中線電力については、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。 特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れたうえで、特段の配慮をすべきである。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>
<p>全体</p>	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提である。 このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施したうえで受信障害が発生しないことを確認のうえで免許を交付するよう要望する。 また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示したうえで、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
<p>【(株)エフエム沖縄】</p>		

32 基幹放送用周波数使用計画 第1 総則	都市部における建築物の遮へいによる電界強度の低下若しくは電気雑音の影響等の要因による受信障害対策等を目的とする補完中継局の置局は該当区域を効率よく改善でき得る場所で、かつ最小限の空中線電力にすべきである。 その1つとして、都市部における効果的なキャップフィルターの検討もすべきであると考える。	今後の施策の参考意見として承ります。 なお、基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する補完中継局の空中線電力は、都市型難聴地域等について、FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところ。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1	「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1	「補完中継局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「ただし、補完中継局の設置される都道府県FM親局の空中線電力の値を超えてはならない」と規定することは当該地域のFM親局と同等の空中線電力まで出力できるということでもあり、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。 特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。
全体	FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。 このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。 また、FM補完局の免許申請にあたっては、FM補完局の放送区域内の既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【株エフエム大阪】		
33 基幹放送用周波数使用計画 第4 (1)及び(2)の(注1)	「当該補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。」とあるが、さらに「超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。」とある。難聴地域から離れた場所より送信する場合は、電界強度を確保する為、既存の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力と同等で、さらに広域も可能になっているので置局に関しては厳正な審査が必要である。 都市部から離れた難聴地域は小電力の中継局で補完すべきであり、親局の主たるFM補完局は必要最小限の電力にすべきである。	基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する補完中継局の空中線電力は、都市型難聴地域等について、FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところ。 本規定は、そのような場合においても県域FMラジオ放送の親局の空中線電力を超えてはならないという上限を定めたものです。 なお、中波放送の中継局等の放送区域における都市型難聴地域等については、その他の補完中継局により補完することが考えられます。

<p>35 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1</p>	<p>平成26年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」の「3. FM補完局の空中線電力」の「(1)親局の主たるFM補完局」に明記されている「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力以下とする」ことを追記していただきたい。 尚、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局と県域FM放送の親局の空中線電力が同等である場合、中波放送事業者はAMの放送区域に加え、既設FM局と同等の放送区域で営業活動が可能となる。この結果、民間ラジオ事業者間の公正競争に影響を及ぼすと考える。 したがって、当該補完中継局の開設については既存のFMラジオ放送事業者の意見を十分聞き入れた上で特段の配慮が必要であり、また、空中線電力の設定については、「放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下」と単に上限を規定するのではなく、必要最低限の出力に規定すべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
<p>全体</p>	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となることから、補完局の送信諸元等については、綿密な実査を実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。 また、FM補完局の免許申請にあたっては、当該FMラジオ放送事業者に対し、難聴の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、そのFMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
<p>【静岡エフエム放送㈱】</p>		
<p>36 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1</p>	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1</p>	<p>FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。 特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>

全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【㈱エフエム長崎】		
37 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	<p>FM補完局の空中線電力については、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。</p> <p>特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れたうえで、特段の配慮をすべきである。</p>	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。
全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提である。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施したうえで受信障害が発生しないことを確認のうえで免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示したうえで、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【㈱エフエム仙台】		
38 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。

<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1</p>	<p>FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所に属する都道府県を放送対象とする超短波放送の親局の空中線電力以下とする」規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発生する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかるため、既存FM局への特段の配慮を強く求める。空中線電力の設定にあたっては既存FM局の意見を十分に聞き入れた上での設定を求める。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>
<p>全体</p>	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。このため、FM補完局の送信諸元等については綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
<p>【(株)エフエム青森】</p>		
<p>39 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1</p>	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力を超えてはならない。」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」Ⅱ-3-(1)に括弧書きされている「FM補完局の空中線高がFM放送局の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中電力」以下とすることを追記していただきたい。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1</p>	<p>また、上記の規定は、難聴が比較的少ない地域において、AM局の親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発生することが可能となり、AM放送事業者は、AMとFM両波を使った放送の展開が可能となることから、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにもなりかねない。空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞く制度としていただきたい。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>
<p>全体</p>	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望します。また、FM補完局の免許申請にあたっては、同じ地域を放送対象地域とする既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況や放送諸元が難聴解消に必要な最小限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が合意したことを示す資料の添付を条件としていただきたい。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
<p>【(株)エフエム栃木】</p>		

40	<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1</p> <p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1</p> <p>全体</p>	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p> <p>FM補完局の空中線電力については、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。</p> <p>特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p> <p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム宮崎】</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p> <p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p> <p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
41		<p>当意見募集に関し、弊社といたしましては、FM補完局の免許申請にあたっては、AM放送の難聴等の発生状況、送信諸元が必要最小限のものであることを明確にした上で審査にあたっていただくことを要望いたします。</p> <p>また、弊社といたしましては、親局送信諸元変更に関しまして、昨年1月に貴省からご照会のありました、「超短波帯を使用するFM方式による放送局の設置等の希望調査」において、フェーズ1・フェーズ2と2段階での親局送信諸元を変更したいとご回答し、昨年3月の意見募集「V-Lowマルチメディア放送についての参入希望調査等の実施」時には、『その他』の項目でもご回答しておりますが、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)」の4の項目である「85MHzから90MHz以下の周波数についての親局の諸元変更に係るもの」に関しましても、並行して進めていただきますことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【エフエムインターウェーブ(株)】</p>	<p>基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する補完中継局の空中線電力は、都市型難聴地域等について、FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところです。</p> <p>本件意見募集の内容とは直接関係のない御意見と存じますが、いただいた御意見は、今後の放送行政の推進に当たっての参考意見として承ります。</p>

42	<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力については「中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、当該補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない」と規定されていますが、災害対策に係るFM補完中継局においては、災害によりAM放送が不能となった場合にのみFM補完中継局から放送するのか、常時放送するのかが明確ではありません。難聴が比較的少ない地域において県域FM放送の親局と同等の空中線電力により常時放送をすることは、同一地域において実質的に社二波となり、民間ラジオ事業者間の公正な競争を損なうことにつながると考えます。災害対策としてFM予備局を設置することのほかに、地域によってはAM送信所の移転や既設局舎の補強による強靱化、又は同地域の各局間の協力により被災時における対応は可能であると考えます。</p>	<p>AMラジオ放送の聴取者が災害時において補完中継局を受信して避難情報等入手できるよう、平時から補完中継局による放送を行う必要があると考えられます。</p> <p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p> <p>災害対策についていただいた御意見につきましては、今後の施策の参考意見として承ります。</p>
【(株)エフエム鹿児島】			
43		<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針」に明記されている通り、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p> <p>FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)」への意見募集の際にも述べた通り、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開を図ることとなるため、空中線電力の設定に当たっては、既存FM局の意見を十分聞き入れたうえで、特段の配慮をすべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p> <p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>
		<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受診に対する障害が発生しないことが大前提となる。このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査、シミュレーションを実施したうえで受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最小限のものであることを明確に示す資料を提示したうえで、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
【(株)エフエム山口】			

44 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1	「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1	FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れたうえで特段の配慮をすべきである。	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。
全体	FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施したうえで受信障害が発生しないことを確認のうえ、免許を交付するよう要望する。 またFM補完局の免許申請にあたっては同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示したうえで、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【繰エフエム高知】		
45 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1	「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(1)注1	FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。

全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【三重エフエム放送(株)】		
46 基幹放送用周波数使用計画 第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 4 基幹放送事業者の放送 (注1)	中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力の値を越えず、電界強度を確保するために必要最小の値とするすることに賛同いたします。	本制度整備案に賛成する御意見として承ります。
基幹放送用周波数使用計画 第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 4 基幹放送事業者の放送 (注2)	平成32年3月31日までに使用されない場合は、当該周波数について削除すること は、周波数の有効利用の観点からも賛同いたします。	本制度整備案に賛成する御意見として承ります。
【(株)FM802】		
47 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線電力が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力以下とする」ことを追記すべきである。	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。
全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【(株)エフエム愛媛】		

48 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とありますが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」での明記の通り、「FM補完局の空中線高が当該地域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきです。	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べましたが、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えています。特に、難聴が比較的少ない地域で、AMの親局を補完する主たる補完局から地域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使って営業展開をはかることとなります。空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮が必要です。	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。
全体	FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局にあたっては、大前提として既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことがあります。このため、FM補完局の送信諸元等について、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望します。また、FM補完局の免許申請にあたって、同じエリアの既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、条件として既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付すべきです。	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【株エフエム熊本】		
49 基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該地域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4(2)注1	FM補完局の空中線電力については、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」への意見募集の際にも述べたとおり、「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から地域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。

全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【(株)エフエム山陰】		
50 基幹放送用周波数使用計画 第1 2 (2) 第4 4 (1)注1	現在、県域FMラジオ放送が中継局を置いている場所に、「中波放送の親局の主たるFM補完局」を置く場合は、その空中線電力は、既存の県域FMラジオ放送の中継局の空中線出力を超えない事を明記すべきである。	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1	又、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。	上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。
基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1	<p>「AMの親局を補完する主たる補完局」から、県域FM放送の親局と同等の空中線電力を発するケースは、AMとFM両波を使い営業展開を図る事となる。</p> <p>又、地方では、AMラジオ事業社はテレビとの兼営社が殆どである。</p> <p>巨大な事業社がAM・FM両波を使って営業展開する事は、当該地域の、規模の小さなラジオ単営事業社に対し、大きな圧迫となる。</p> <p>これでは公正競争とは言えないのではないかと？</p> <p>そのため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p>	補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。
全体	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。</p> <p>このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
【(株)エフエム福岡】		
51 基幹放送用周波数使用計画 全体	<p>○本制度整備は、あくまでAMラジオ放送を補完するFM方式を用いた中継局のためのものであり、放送はAMラジオ放送の完全なサイマル放送とすることを明記すべきと考えます。</p> <p>また、将来的に止むを得ずAM放送を終了する場合は、補完中継局も終了するものと理解しております。</p>	補完中継局は難聴地域等におけるAM放送の補完を目的とするものであり、その放送内容等は補完されるAM放送と基本的に同じものになると考えています。
第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等	○屋内外における電界強度がどの程度低下すると難聴になるのか、特に都市型難聴についての基準が不明確であり、数値的な根拠および測定方法の明確化が必要と考えます。	中波放送の難聴についての判断基準等は電波法関係審査基準で規定する予定です。

<p>4 基幹放送事業者の放送(補完中継局による放送に限る。) この周波数の使用は、中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策、建築物による遮へいによる電界強度の低下若しくは電気雑音の影響等の要因による受信障害対策又は外国波による混信対策を目的として開設する場合に限るものとする。</p> <p>(注1)中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、上表に掲げる補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち受信障害の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号(超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件)に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小限の値とする。</p>	<p>○本制度整備の基本的方針には、「FM補完局の免許申請にあたり県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。」とあり、補完中継局の免許申請に際して、既存FM局との十分な事前調整を行うことは、必要不可欠な作業であり、技術面の調整のみならず、既存FM局の経営の妨げとならないよう十分な調整と配慮が必要と考えます。</p> <p>また、事前に調整する場合、AM放送事業者は既存FM事業者に対し、難聴等の発生状況や送信諸元が必要最低限のものであることを示す資料を提示した上で、既存FM局と正式に合意したことを示す資料を免許申請に添付することを条件にすべきと考えます。</p> <p>○「中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、上表に掲げる補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。」としていますが、広域放送の場合は、送信点の既存FM局との調整と合意のみならず、近隣県の既存FM局へ混信を与えないために、近隣県の既存FM局との調整と合意も必要と考えます。</p> <p>○難聴解消を目的に補完中継局を開設する場合は、AM放送の難聴地域情報および補完中継局開設によって改善される地域情報を免許申請段階から国民に開示すべきと考えます。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p> <p>審査にあたっては、補完中継局の開設により混信の発生が考えられる場合は、中波放送事業者と超短波放送事業者(コミュニティ放送事業者を含む)との間で混信妨害の排除のための調整を行っていただき、その結果を示す資料の提出を求める予定です。</p> <p>また、難聴対策の補完中継局の開設に係る取組については、AM放送事業者において聴取者をはじめ一般への周知・広報が行われることが適当と考えています。</p>
【(株)J-WAVE】		
<p>52 基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1</p> <p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1</p> <p>全体</p>	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」とあるが、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力以下とすること」を追記すべきである。</p> <p>難聴が比較的少ない地域においてAMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AM局がFMと両波を使い営業展開を図ることになるため、民間ラジオ局間の公平な競争を損ないかねないことから、既存FM局の意見を聞き入れるなど、特段の配慮をお願いしたい。</p> <p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。免許交付にあたっては受信障害が発生しないことを確認することを条件とし、免許申請に際し、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p> <p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p> <p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
【(株)エフエム北海道】		

53	<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1</p>	<p>「中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、上表に掲げる補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を越えてはならない。」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送局の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
	<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (2)注1</p>	<p>「中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、当該補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を越えてはならない。」とあるが、本年1月31日公表の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に明記されているとおり、「FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送局の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」以下とすることを追記すべきである。</p>	<p>上限の空中線電力における空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果の考慮については、電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
	<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (1)注1</p>	<p>「中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、上表に掲げる補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を越えてはならない。」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>
	<p>基幹放送用周波数使用計画 第4 4 (2)注1</p>	<p>「中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、当該補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を越えてはならない。」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながると考えている。特に難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FM放送の親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波を使い営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては、既存FM局の意見を十分聞き入れた上で、特段の配慮をすべきである。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>
全体		<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。このため、FM補完局の送信諸元等については、綿密な実査・シミュレーションを実施した上で受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。</p> <p>また、FM補完局の免許申請にあたっては、同エリア既存FMラジオ放送事業者に対し、難聴等の発生状況、送信諸元が必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FMラジオ放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
【櫛エフエム滋賀】			

54	<p>基幹放送用周波数計画 第4 超短波放送を行う基幹局に使用させることのできる周波数等 4 基幹放送事業者の放送の(注1) 中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、…補完中継局の送信所に属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用されることのできる空中線電力の値を超えてはならない。</p>	<p>先に示された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針」の趣旨を踏まえ、広域圏の中波放送が補完中継局を開設するに際し、当該中波放送の放送区域の都道府県における既存の超短波放送に対し、混信等の妨害が発生しないことを示す資料を提示し、補完中継局の開設の同意を得ること。 もし、混信等の妨害が発生した場合には当該中波放送局がこれを除去することを必須条件にすべきと考えます。 また、県域の中波放送にあっても補完中継局を開設するに際し、当該中波放送と同一の県の既存超短波放送に対して、補完しようとする地域を公表するとともに、補完中継局の送信規模と送信場所等が目的を満たす必要最低限のものであること、混信等の妨害が発生しないことを示す資料を提示し、補完中継局の開設に同意を得ること。 もし、混信等の妨害が発生した場合には当該中波放送局がこれを除去することを必須条件にすべきと考えます。</p>	<p>補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。</p>
【横浜エフエム放送(株)】			
55		<p>本制度整備は、あくまでAMラジオ放送を補完するためのFM方式を用いた中継局についてであり、放送内容はコマーシャルを含め一切変更がなされない完全なサイマル放送とすることを明記すべきと考えます。</p> <p>補完中継局の免許申請に際して、既存FM局との十分な事前調整を行うことは、必要不可欠な作業であり、技術面の調整のみならず、既存FM局の経営の妨げとならないよう十分な調整と配慮が必要と考えます。またこのとき、AM放送事業者は既存FM事業者に対し、難聴等の発生状況や送信諸元が必要最低限のものであることを示す資料を提示した上で、既存FM局と正式に合意したことを示す資料を免許申請に添付することを条件にすべきと考えます。</p> <p>広域放送の場合は、送信点の既存FM局との調整と合意のみならず、近隣県の既存FM局へ混信を与えないために、近隣県の既存FM局との調整と合意も必要と考えます。</p> <p>難聴解消を目的に補完中継局を開設する場合は、AM放送の難聴地域情報および補完中継局開設によって改善される地域情報を免許申請段階から国民に開示すべきと考えます。 特に、都市型難聴についての基準が不明確であり、数値的な根拠および測定方法の明確化が必要と考えます。</p>	<p>補完中継局は難聴地域等におけるAM放送の補完を目的とするものであり、その放送内容等は補完されるAM放送と基本的に同じものになると考えています。</p> <p>混信排除のための事前調整については、21の回答をご覧ください。</p> <p>中波放送の難聴についての判断基準等は電波法関係審査基準で規定する予定です。</p>
【(株)ベイエフエム】			
56		<p>FM補完局の空中線電力については「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、当該中継局の送信場所の属する都道府県」を放送対象とする超短波放送局の親局の空中線電力以下とする」と規定することが、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なうことにつながることを考えている。</p> <p>特に、難聴が比較的少ない地域において、AMの親局を補完する主たる補完局から県域FMの親局同等の空中線電力を発する場合は、AMとFM両波をつかい営業展開をはかることとなるため、空中線電力の設定にあたっては既存FM局の意見を十分聞き入れた上で特段の配慮を行うべきである。</p>	<p>補完中継局の空中線電力については、21の回答をご覧ください。</p>

全体	FM方式によるAMラジオ補完中継局の置局においては、既存FMラジオ放送への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。 このため、FM補完局の送信諸元については、綿密な実査、シミュレーションを実施した上で、受信障害が発生しないことを確認の上、免許を交付するよう要望する。	補完中継局による受信障害の排除等については、21の回答をご覧ください。
	【(株)エフエム佐賀】	
57 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度整備案は「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」(平成26年1月)に沿ってAM放送の強靱化を可能とするものであり、基本的に賛成します。 ・同基本的方針(案)の意見募集において、民放連は行政に対し、①民放ラジオ事業者のコスト負担軽減への配慮、②90～95MHzを受信可能なFM受信機の早期普及への尽力、③混信妨害排除のための環境整備、の3点を要望しました。こうした要望については、引き続き、検討を深めていただきたいと思います。 	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御要望につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考とさせていただきます。</p>
基幹放送用周波数使用計画 第1 総則 4(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、短波放送の受信障害対策についてFM補完中継局の開設を認める旨の規定が盛り込まれたことは、これまでの民放連の要望に応えたものであり、基本的に賛成します。 (注)民放連は「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)」の意見募集(平成25年9月)において、短波放送の強靱化について早期の検討を要望。 ・行政は今後、短波放送の電波伝搬特性や固有の事情等を当該民放事業者から十分に聴取・把握したうえで、短波放送の強靱化が可能となるよう、所要の規定整備を行っていただきたいと思います。 	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御要望につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考とさせていただきます。</p>
	【日本民間放送連盟】	
58 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の制度整備案は、使用周波数の放送対象地域ごとの確保がなされていることなど、AMラジオ事業者の実情を踏まえた妥当なものであり、放送の強靱化や周波数の有効利用の観点からも賛同する。 ・FM方式の中継局はAM放送の難聴・災害対策に利することが期待される一方で、中継局設置のためのコストや現行AM放送とのサイマル負担などがラジオ各社の経営を圧迫する懸念がある。 ひきつづき、国やからの支援を希望するとともに、地方自治体が放送事業者に対して支援しやすいような環境整備を希望する。 ・今後の制度整備にあたっては、民放ラジオ事業者の負担軽減のための関係規定の緩和や弾力的運用、手続きの簡素化などを可能な限り検討していただきたい。 	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御要望につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p>
90MHz超え95MHz以下の周波数	<ul style="list-style-type: none"> ・『90MHz超え95MHz以下の周波数』の対応受信機は広く普及しているとはいえ、災害対策、難聴対策といった消費者保護の観点からも早期の普及が重要と考える。 行政としてもラジオ事業者とともに受信機メーカーと意思疎通を図り、情報周知や働きかけを積極的に行うなど、受信機普及に力を尽くしていただきたい。 ・FM補完局は「90MHz超え95MHz以下の周波数」に限られているが、エリアによっては、この周波数帯は外国波との混信のおそれがある地域もある。エリアごとの事情や事業者の要望を勘案の上、「85MHz超え90MHz以下」の帯域についても柔軟に利用できるような制度整備を要望する。 	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めて参ります。</p> <p>90MHz超え95MHz以下における親局の主たる補完中継局のチャンネルプラン等については、韓国等の電波の到来状況も調査して策定していますが、各放送事業者においても開設の検討をする際にその検証をお願いしているところです。</p> <p>なお、外国波混信対策に係るその他のFM補完局については、原則は100W以下としていますが、90MHz以下の周波数に開設することが可能です。</p>

<p>その他</p>	<p>・AMラジオ事業者各社の送信空中線は老朽化が進んでおり、更新には広大な代替地の確保や膨大な資金と必要となるなど、困難を極めることが予想される。AM放送の将来的なあり方について、ひきつづき行政のリーダーシップによる議論や検討を期待する。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。</p>
<p>【日本テレビ網株】</p>		
<p>59 基幹放送用周波数使用計画 第1 総則 4(2)</p>	<p>国内放送を行う短波放送の受信障害対策について、FM補完中継局の開設を認める旨の規定が、初めて盛り込まれました。これは当社が再三にわたり要望してきたもので、将来のFM中継局開設に向けての第一歩として評価いたします。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>第1 総則 4 第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 4基幹放送事業者の放送(補完中継局による放送に限る。)</p>	<p>しかし、国内短波放送のFM中継局に係る周波数については、「空中線電力が小さく」「あらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない」という前提条件がついており、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して、個別に(周波数を)定めるとしています。 これに対し、AM局(中波局)の補完中継局については使用する周波数をあらかじめ定めているうえ、空中線電力についても当該都道府県を放送エリアとするFM局の親局の空中線電力の値を超えない範囲で認めるとしています。 短波の中継局開設はAM局(中波局)に比べ、極めて条件が厳しく、周波数確保に向けて勘案する事項も具体的に示されていません。 国内の短波放送についても、AM局(中波局)と同等の条件でFM中継局が開設できるよう、重ねて要望いたします。</p>	<p>短波放送における補完中継局については、平成25年9月に策定された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」を踏まえ、今後、FM方式による中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮し、検討を行うこととしています。</p>
<p>補足</p>	<p>先に示されたAMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)では、FM補完局の開設目的のうち「都市型難聴対策」について次のように記しています。 ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域(以下「都市型難聴地域」という。)において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。 都市型難聴の実態については、在京民放ラジオ合同調査チームによる「高層マンションにおけるラジオ受信環境の調査」の結果、マンションの窓側と室内では短波もAM局(中波局)と同じぐらいの減衰が出ていることがデータから確認されています(「放送技術」2010年11月号参照)。 従って、都市型難聴の実態も、対策の必要性も、AM局(中波局)と短波はまったく同様であると考えます。 他方、国内で短波放送を行う日経ラジオ社(ラジオNIKKEI)は、災害対策基本法上の指定地方公共機関に指定されており、都道府県、市町村に対してAM局とまったく同じ「協力の責務」を負っています。(放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ 参考資料52頁参照) AM局(中波局)と同様の都市型難聴の実態がありながら、その対策となるFM中継局開設については、AM局(中波局)並みの対策がとれないとなると、指定地方公共機関としてAM局(中波局)と同様の責務を果たせるかどうか、懸念されます。</p>	<p>短波放送は、電離層伝搬による影響を考慮して複数の周波数が割り当てられている上、中波放送や超短波放送等で定めている法定電界強度の規定もないことから、難聴の実態や定義等について精査・検討をする必要があると考えています。</p>
<p>【日経ラジオ社】</p>		

60		<p>今回示された本制度案は、平成26年1月31日に公表された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に沿ったものであり、前回同様に、賛同いたします。</p> <p>今回は、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案において、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完中継局に係る放送対象地域ごとの使用周波数が具体的に新たに公表されたことに対し、その周波数の調整は、きわめて労多かつたことと察し、大きく評価いたします。</p> <p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備」の最大の目的は、災害対策としての放送ネットワークの強靱化にあると理解しています。その意味から「災害対策」を強く打ち出し、「放送被害懸念地域」という概念を明記されたことを高く評価いたします。</p> <p>今後、ラジオの社会的な機能は、送信ネットワークの強靱化やラジオ放送の一層の普及、放送事業者の経営基盤の強化等によって、維持・強化していかねばならないと考えます。</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p>
		<p>経営環境の厳しい(特に地方の)AM放送事業者の現状を理解していただき、更なる負担軽減への配慮をお願いするとともに「免許方針などの制度整備」においては柔軟な弾力的運用を強く要望いたします。</p> <p>最後に、90～95MHzの帯域につき、受信可能なFM受信機の早期普及はとても重要であり、そのための施策につき、尽力のほど よろしく願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の制度整備等を行うにあたっての参考意見として承ります。</p> <p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めて参ります。</p>
		【日本テレビネットワーク協議会】	
61	<p>全体</p> <p>周波数割り当て等</p>	<p>AMラジオ放送のFM補完中継局開設やバンド幅には賛成である。</p> <p>これを機に、FM放送バンド全体のチャンネルプラン(基幹放送用周波数使用計画)を見直してほしい。</p> <p>九州地区における韓国波、沖縄における台湾波の到来の考慮だけでなく、夏季の電離層反射による異常伝搬も考慮し、周辺各国の大電力局、日本国内放送の影響(東北地区における九州・沖縄波による受信障害)も考慮した周波数割り当てをしてほしい。</p> <p>特に、76.1MHz外国語局、78.7MHz福岡第二圏域局と 東北のコミュ局、圏域中継局への影響など。0.3MHz以上離れていないと混信することがある。</p> <p>InterFM(JODW-FM 76.1MHz 出力10kW ERP11.5kW)は、受信に必要な電界強度の確保による経営の安定化、外国人が持ち込んだ受信機の受信帯域を考慮し、88～90MHzへ変更し、送信所もTOKYO FMと同じ位置の同じアンテナ、同程度のERPの確保、又は東京スカイツリーからNHK-FM東京と同じアンテナから空中線電力7KW以上で送信すべきだと思う。</p> <p>他の外国語FM局(広域局だけでなく、外国人が多い地域のコミュ局やFM補完中継局、実質 駐日外国軍基地放送など)は、88MHz以上の帯域に割り当てすべきだと思う。(常に混信する状況でなければ、AFN沖縄と同じ89.1MHzを割り当て原則にしたらいと思う)</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。</p>

	<p>県域局は原則80～90MHzに割り当てし、コミュ局、FM補完局は、出来るだけ76～80MHz、90MHz以上割り当てしてほしい。</p> <p>コミュ局、小出力のFM補完局は、緊急時に自治体(役場・広域消防組合・振興局など)から切り替えて送信できるようにし、定期的には上級無線技術士や総合通信局の検査を受け、技術認定を受けている無線設備であれば、初級の陸上特殊無線技士でも扱えるような法整備をしてほしい。</p>	
その他	<p>本題から逸れるが、地デジテレビに郵便番号を設定できる事を利用し、特定地域向けの緊急情報提供(文字メッセージ、モノラル音声放送、標準画質サブチャンネルへの自動切り替え放送など)が放送波によるファームウェア更新で出来ないものかと この場を借りて提言する。</p>	<p>本件意見募集の内容とは直接関係のない御意見と存じますが、いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。</p>
		【個人】
62	<p>制度整備(案)に賛成いたします。</p> <p>平成24年12月25日総務省・周波数割当計画が告示され、平成25年1月1日から、472kHzから479kHzの周波数をアマチュア無線に割り当てることが可能となりました。</p> <p>これに伴い、AM放送受信に対する472kHz帯のアマチュア無線による電波の影響が懸念されておりましたが、今回の改正・変更によりその影響に対する懸念が払拭されるものと考えます。</p> <p>今回の意見募集には、直接は関係ありませんが、周波数割当計画が変更されてから1年以上経過するにも関わらず、472kHz帯のアマチュア無線が許可されておられません。</p> <p>早期に472kHz帯のアマチュア無線が許可されるよう制度の整備を要望いたします</p>	<p>本制度整備案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、本件意見募集の内容とは直接関係ございません。今後の電波行政の参考意見として承ります。</p>
		【個人】
0		